

第1回まつうら観光検定受検者募集！

松浦で初めてのご当地検定「第1回まつうら観光検定」を実施します。
 これまで知らなかった松浦を知る機会でもあり、この検定に合格した人を「松浦よかとこ案内人」に認定いたします。
 ぜひ「まつうら観光検定」を受けてみませんか？

- 【日 時】 6月28日(日) 午前10時～11時30分
 - 【場 所】 受検票に記載します。
 - 【検定料】 1,000円(高校生以下500円)
 - 【発表方法】 後日合格者に「松浦よかとこ案内人認証」を郵送します。
 - 【申込期間】 6月1日(月)～6月20日(土)
 - 【申込場所】 一般社団法人まつうら観光物産協会
 松浦市志佐町浦免1038-3(MR松浦駅内)
- ※当協会にて申込書の記入と検定料のお支払いをしていただき、受検票と検定本(問題集)をお渡しします。

《例題》

彼は松浦市のマスコットキャラクターです。
 彼のお名前は？



- ①松田新之助
- ②松浦喜左衛門
- ③松浦松之介
- ④松浦鷹之助

(答) ③松浦松之介

○問合せ先

一般社団法人まつうら観光物産協会
 〒859-4501 松浦市志佐町浦免1038-3
 ☎0956-76-8822 FAX0956-76-8834 ✉info@matsuura-guide.com

子どもの人権110番「強化週間」

6月22日(月)から28日(日)は子どもの人権110番強化週間です。一人で悩まず、電話してください。

子どもの人権110番
 (全国共通・無料)
 0120-007-110

午前8時30分～午後7時
 ※土・日は午前10時～午後5時



▲ 人権イメージキャラクター
 人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

長崎地方方法務局
 長崎人権擁護委員連合会

長崎県立ろう学校佐世保分校 第1回学校公開のお知らせ

問合せ先 長崎県立ろう学校佐世保分校
 ☎0956-4610881
 FAX0956-4612488

聴覚障害教育について興味がある人やお子さまの聞こえのことでお悩みの方で参加希望される方は、右記までお問い合わせください。

【日時】 6月3日(水) 午後1時～4時50分

【場所】 長崎県立ろう学校佐世保分校

【内容】

- ・公開授業
- ・教育支援講座(選択)
- ・聴覚障害児の聞こえについて
- ・「発音指導について」
- ・教育相談(希望者のみ)

不妊で悩んでいませんか？

問合せ先 県北保健所保健福祉班
 ☎0950-5739333
 FAX0950-5736666

〔不妊相談〕

県北保健所では、不妊に悩むご夫婦のために不妊治療の情報提供、不妊による不安や悩みなどについて、保健師が無料で相談に対応していますので、お気軽にご相談ください。

〔特定不妊治療の治療費の助成〕

長崎県では、不妊治療のうち高額の治療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の治療費の一部助成を行っており、県北保健所は助成の申請窓口になっています。

《対象》

- ・夫婦の両方または一方が長崎県(長崎市を除く)にお住いの人
- ・夫婦の前年の合計所得額が730万円未満の人
- ・県が指定する医療機関で特定不妊治療(体外受精および顕微授精)を受けた人

《助成内容》

1回の治療につき15万円を上限に助成。ただし、「凍結胚移植」、「採卵したが卵が得られないまたは状態の良い卵が得られないため中止」の場合は、1回7万5千円を上限。

《申請期限》

平成27年度中に治療を受けた人は、原則平成28年3月31日(木)までに申請手続きを済ませてください。期日に間に合わない場合は、ご相談ください。

志佐川でのアユ釣りが解禁となります！

○問合せ先 水産課 ☎内線 239

志佐川でのアユ釣りが6月1日に解禁となります。(～10月31日まで)
アユ釣りなどを楽しんでいただく場合は、志佐川の大切な資源を次の世代へ引き継いでいくため、志佐川内水面振興協議会の採捕規程にご協力をお願いします。

志佐川内水面振興協議会の採捕規程

志佐川内水面振興協議会（以下「協議会」）は、長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」）の指示に基づき、志佐川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物（アユ、ハヤ、コイ、フナ、ウナギおよびモクズガニをいう。以下同じ。）の保護培養を図ることを目的としています。

1. 志佐川で水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外では採捕してはいけません。

- (1) 手釣り
- (2) 竿釣り
- (3) 徒歩徒手採捕
- (4) たも網（たも網の直径40センチ以下）
- (5) かにかご（1人が同時に使用できるかごの数は3個以内です）
- (6) うなぎ塚およびうなぎもどらず（委員会の承認を得て協議会が特に認めたもの）

※1人が同時に使用できるうなぎもどらずの数は10個以内です。また、灯（火）光を利用する漁具漁法は禁止です。

2. 採捕禁止区域および期間があります。

区 域	志佐川庄野橋上流端から第1井堰に至る区域
期 間	9月1日から12月31日まで

○志佐川で水産動物を採捕しようとする人は次のことを守ってください。

- ・水産動物の保護培養に協力してください。
- ・川底をかき回さないでください。
- ・相互に適切な距離を保ち、ほかの人の迷惑となる行為をしないでください。
- ・漁場監視員の指示に従ってください。
- ・河川を汚染するような行為をしないでください。
- ・協力金を納付し、長崎県内水面漁場管理委員会の承認証を携帯してください。

【承認証発行場所（協力金納付場所）】

- ①水産課（松浦市志佐町里免365番地）
☎内線 239
- ②山口米穀店（松浦市志佐町笛吹免848番地1）
☎0956-72-0302
- ③古賀家具店（松浦市志佐町浦免1797番地）
☎0956-72-0531

3. 次の水産動物には採捕できる期間があります。

アユ	6月1日から10月31日まで
ハヤ	6月1日から4月30日まで
コイ	
フナ	
ウナギ	
モクズガニ	9月1日から12月31日まで

4. 次に掲げる大きさの水産動物は採捕してはいけません。

ハヤ	全長	5センチ以下
コイ	全長	15センチ以下
フナ	全長	5センチ以下
ウナギ	全長	21センチ以下
モクズガニ	甲幅長	5センチ以下



【協力金の額】（高校生以下は無料、肢体の不自由な人は掲げる額の2分の1に相当する額）

水産動物	1日間	1年間（採捕期間）
アユ	1,000円	3,000円
ハヤ	500円	1,500円
コイ		
フナ		
ウナギ		
モクズガニ	1かご1,000円	